

福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画六本松四丁目地区地区計画を次のように変更する。

名称	六本松四丁目地区地区計画
位置	福岡市中央区六本松四丁目及び梅光園一丁目の各一部
面積	約 0.9ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 本市の都心部から南西へ約2kmに位置する「鳥飼六本松地区」は、区役所を始めとする行政サービス機能が集積した鳥飼地区と、主要幹線道路の交差点を中心として商業・業務機能が集積した六本松地区が有機的に結合した交通利便性の高い地区であり、本市の『地域中心』として位置づけられている。 鳥飼・六本松両地区の中間に位置する当地区は、JR筑肥線跡地を利用した道路整備に伴う道路交通の円滑化等により、商業・業務・住宅施設等の集積が進行しつつある。 このため、周囲の文教施設等の環境に配慮した健全な商業・業務施設の誘導を行い、良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針 地域中心としての立地特性を生かし、周囲の環境に配慮した健全な利便施設等の集積を図る。
	建築物等の整備の方針 周辺の良好な住宅地環境との調和を図った健全な商業・業務施設の誘導を行い、良好な市街地環境の形成を図ることを目標として、建築物等の用途の制限を定めるとともに、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定め、狭小敷地の共同化を促進する。

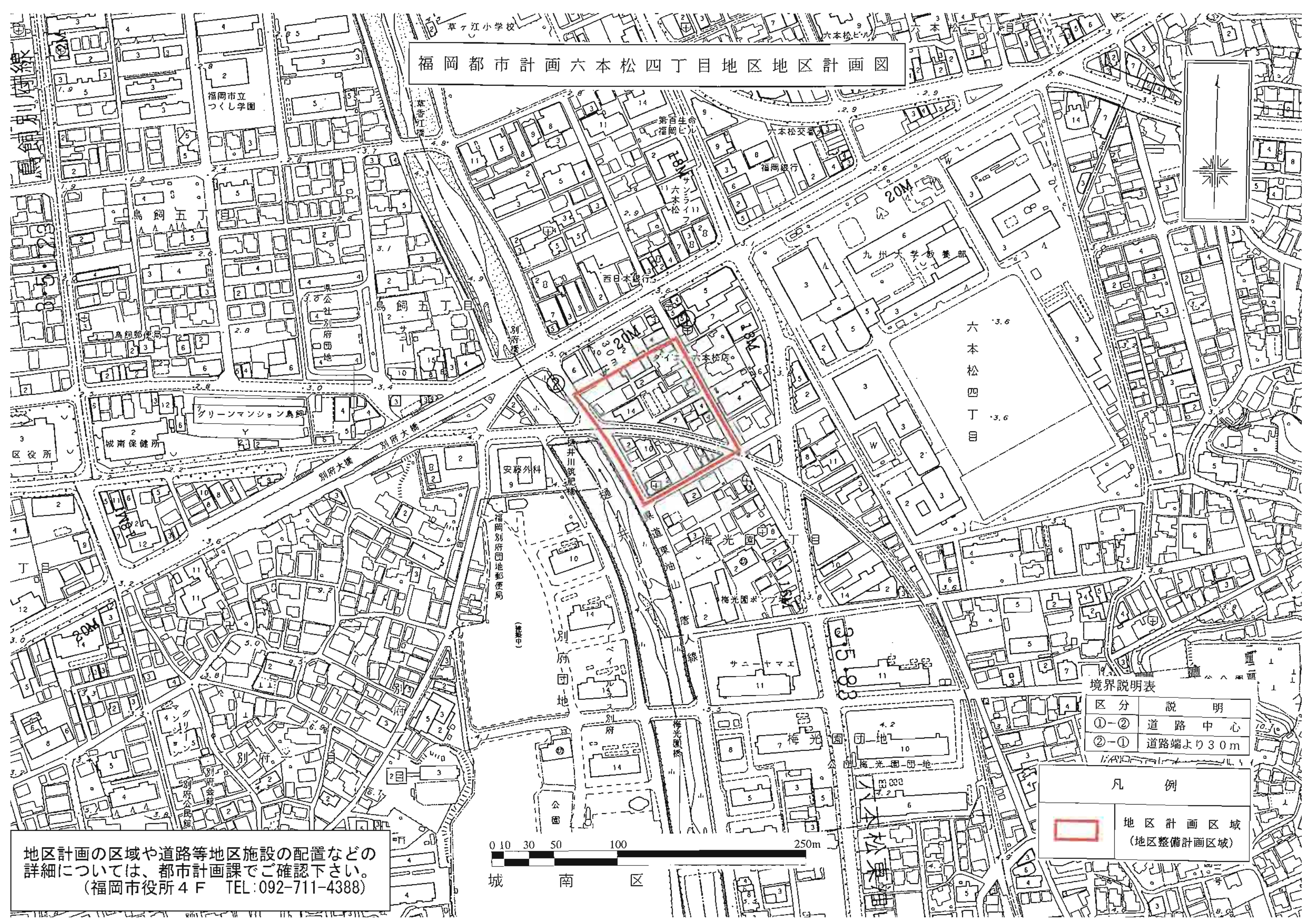
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	敷地面積が200㎡未満の建築物にあつては、10分の20とする。

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

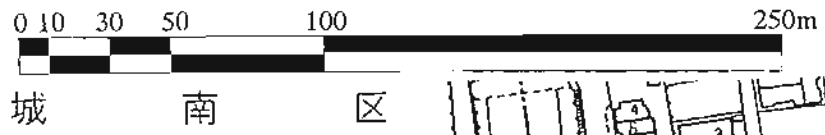
理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成10年法律第55号）の施行に伴う所要の改正を行い、本案のとおり変更するものである。

福岡都市計画六本松四丁目地区地区計画図




地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
 (福岡市役所 4 F TEL: 092-711-4388)



境界説明表

区分	説明
①-②	道路中心
②-①	道路端より30m

凡例

 地区計画区域
 (地区整備計画区域)